

定 款

株式会社 リソー教育グループ

株式会社 リソー教育グループ 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社リソー教育グループと称し、英文名は **RISO KYOIKU GROUP CORPORATION** と表示する。

(目 的)

第2条 当社は次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 学習塾の経営
- (2) 教育機器、教育関連教材の開発及び販売
- (3) 学校教育に関する情報提供、校内行事、講習会の企画、運営
- (4) 旅行一般の企画、推進事業
- (5) コンピューターソフトウェアの開発、製作、販売事業
- (6) 自治体等公共機関及び各種民間企業からの依頼に基づく健康の維持管理、増進を目的とする諸方策に関する企画立案調査研究の受託業務
- (7) 損害保険の代理業
- (8) 家庭訪問による学習指導業務及び講師派遣業務
- (9) 幼児教育事業
- (10) 旅行業法に基づく旅行業
- (11) 生徒募集勧誘事業
- (12) インターネットを利用した教育、教養等の講座の企画、開発、運営
- (13) 労働者派遣事業
- (14) 日本人および外国人に対する国内外の留学先の紹介ならびに留学手続きの代行業務
- (15) 各種イベント・スポーツおよびカルチャーに関する講習ならびに指導もしくは教室運営
- (16) 美術品、絵画等の売買および賃貸
- (17) 経営者、管理者および一般社員に対する教育研修
- (18) 各種資格取得のための企画および指導
- (19) 不動産の売買、賃貸、仲介、管理
- (20) 経営コンサルタント業務
- (21) 飲食店、喫茶店、カフェ、食料品等販売の企画および経営
- (22) 医療施設・クリニックの企画および経営
- (23) 有価証券の保有および売買
- (24) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都豊島区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、426,600,000株とする。

(自己株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増し)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

(株式取扱規則)

第 1 1 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 1 2 条 当社は、毎年 2 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主、登録株式質権者としてすることができる。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 1 3 条 当社の定時株主総会は、毎年 5 月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第 1 4 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 1 6 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第 1 7 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使すること

ができる。

- 2 前項の場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

- 第 18 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第 19 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第 20 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 22 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 23 条 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役会長 1 名及び取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。
- 2 取締役会の決議によって、第 1 項の役付取締役の中から当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

2 前条の決議があったとみなされる事項の内容及びその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当社は、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第32条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 3 3 条 当会社の監査役は、6 名以内とする。

(監査役の選任の方法)

第 3 4 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 3 5 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第 3 6 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 3 7 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 3 8 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第 3 9 条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第 4 0 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 4 1 条 当会社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 4 2 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 4 3 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 4 4 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 4 5 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 4 6 条 当社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合には、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を限定する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 7 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当等)

第 4 8 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を定めることができる。

2 当社は、毎年 2 月末日、5 月 31 日、8 月 31 日、11 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行う。

3 当社は、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。

(配当金の除斥期間)

第 4 9 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

第1条（商号）および第2条（目的）の変更は、2025年5月23日開催予定の定時株主総会に付議される吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割の効力が発生することを条件として、当該吸収分割の効力発生日である2025年9月1日に効力が生じるものとし、本附則は、その効力発生日経過後にこれを削除する。